

第5章 地域の各種団体

地域には、福祉や生涯学習、青少年育成など目的に応じていくつかの活動団体が住民参加により、また、地域の状況により組織されています。自治会が活動を進めるにあたっては、そういった各種団体との連携を進め、相互のネットワークを有効に活用しながら、地域住民のための活動を推進することが大切です。さらには、新たな課題に対しては、有志を募ったり、ボランティア団体などと共に解決にあたることも考える必要があります。

地域には一般的に次のような協議会や各種団体があります。

1 福祉関係

(1) 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉事業を進める公共性と自主性をもつ民間の福祉団体です。民間という特徴を生かし市民の皆さんとともに、地域福祉や在宅福祉サービス事業を中心に活動しています。

主な事業内容は、地域福祉の推進、福祉サービス利用者の支援、在宅福祉サービス事業の実施などがあります。なお、地区ごとに支部が組織されており、地域福祉に関する活動を行っています。

《 問い合わせ先 》 岐阜市社会福祉協議会
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター2階
(Tel 255—5511)

(2) 日本赤十字社岐阜県支部岐阜市地区

日本赤十字社岐阜市地区は、日本赤十字社岐阜県支部に協力し、各地区（分区）を通して自治会長の皆様にご協力をいただきながら赤十字活動資金（社資）の募集を行っています。

また、災害救護体制の充実・強化を図るとともに、市内で災害が発生した際に見舞金の支給や毛布等の救援物資の配布も行っています。

《 問い合わせ先 》 日本赤十字社岐阜県支部岐阜市地区
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター2階
(Tel 255—5511)

(3) 岐阜県共同募金会岐阜市支会

共同募金会岐阜市支会は、岐阜県共同募金会が毎年厚生労働大臣の定める募金運動期間中に実施する、赤い羽根共同募金運動と歳末助け合い募金運動を推進するために、各地区（分会）において募金活動を展開しています。

《 問い合わせ先 》 岐阜県共同募金会岐阜市支会
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター2階
(Tel 255-5511)

(4) 岐阜市民生委員・児童委員協議会

岐阜市では、地区ごとに民生委員・児童委員協議会が配置され、厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員および主任児童委員が、地域の身近な相談員として活動を行っています。

相談事業のほか、ひとり暮らし高齢者への「声かけ」や「安否確認」、子育て支援事業を行っています。

《 問い合わせ先 》 岐阜市民生委員・児童委員協議会事務局
市庁舎10階 福祉政策課
(Tel 〈直通〉 265-3891)

(5) 老人クラブと老人クラブ連合会

老人クラブは、昭和38年8月に施行された「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための事業を行う者として位置付けられています。

老人クラブの組織は、原則として会員30名以上で結成された単位クラブを基本としており、地区ごとに単位クラブで構成される地区老人クラブ連合会、さらに岐阜市全体で、岐阜市老人クラブ連合会（愛称：清流クラブ岐阜）を組織しています。

老人クラブでは、旅行、季節の行事、囲碁・将棋、カラオケなどの生きがいを高める活動、グラウンドゴルフ、ペタンク、レクダンスなど健康増進のための活動、地域清掃等の奉仕活動や、地域の高齢者を慰問する友愛活動などの活動を実施しています。

清流クラブ岐阜の主な活動は、各老人クラブの活動支援、共同活動の推進、連絡調整、リーダー養成などです。

《 問い合わせ先 》 市庁舎1階 高齢福祉課
(Tel 〈直通〉 214-2173)
清流クラブ岐阜（岐阜市老人クラブ連合会事務局）
(Tel 〈直通〉 252-6693)

(6) 岐阜市母子寡婦福祉連合会

母子寡婦福祉連合会は、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図ることを目的とした団体です。

母子寡婦家庭のニーズに合った活動、一日親子の集い、母子寡婦福祉大会、若年母子の集い、研修や相談等多様な事業を開催して、親睦を深め、母と子の健全育成に努めています。

《 問い合わせ先 》 岐阜市母子寡婦福祉連合会事務局
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター1階
(Tel 252-6692)
火・金曜日 午前10時～午後3時

(7) 一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会

身体障害者福祉協会は、主に身体障害者手帳を所持する方々で組織される団体です。

身体障がい者の生活上の様々な悩み事の相談に応じたり、福祉サービス利用にあたっての情報伝達、支援や会員旅行・運動会の開催等、会員の親睦を深める行事なども行っています。

また、各地域では分会長を中心として、地域内の会員の融和のための様々な活動を実施しています。

《 問い合わせ先 》 一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会
岐阜市都通2丁目2番地
岐阜市民福祉活動センター1階
(Tel・Fax 252-6691)

(8) 岐阜市遺族連合会

一般財団法人岐阜県遺族会の一支部で、英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉の増進、慰藉救済の道を開くとともに、道義の高揚、品性の涵養に努め、恒久平和の確立に寄与することを目的として、主に慰霊事業や遺族処遇改善運動などの事業を実施している団体です。

《 問い合わせ先 》 岐阜市遺族連合会事務局
岐阜市御手洗393
(Tel 266-7303)

(9) 岐阜山県保護区保護司会

保護司会とは、法務大臣から委嘱されて更生保護の仕事に従事する無給・非常勤の国家公務員である保護司が、保護区ごとに組織するものです。

保護司は「保護観察」「生活環境の調整」「犯罪予防活動」等を行っており、その犯罪予防を図るための啓発活動の中心的事業に「社会を明るくする運動」があります。地域における更生保護について理解を深めるため地域の自治会と連携し、青少年の非行防止や犯罪のない明るい社会の実現に向けて街頭啓発等の様々な活動を行っています。

《 問い合わせ先 》 岐阜山県保護区保護司会
岐阜市江川町27番地
(Tel 264-9331)

◇コラム 「高齢者の方などへの配慮」

いつまでも健康で生きがいのある生活を送るためにも、また豊かな経験や知識をまちづくりに生かすためにも、高齢者の方の社会参加は、たいへん重要なことです。世代間交流や地域のまちづくりに特技や趣味を生かしていただきたいと思います。

しかし、一方では、高齢者の世帯は、病気や介護など悩みを抱えている場合も少なくありません。その他、介護に携わっている方や出産間近の方、障がいのある方、外出の困難な方などへは、地域活動への参加や当番などについて配慮も必要です。役や当番ができない場合は、免除するなど、親切親身になって考えてください。

2 防災関係

(1) 岐阜市自主防災組織連絡協議会

市内には、災害対策基本法に規定する住民の隣保共同の精神に基づく自発的な組織である自主防災組織が、各地区で結成されています。

岐阜市自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織の相互間ならび防災関係機関との連絡を密にするとともに、災害発生時の相互応援協力体制と自主防災組織の災害対応能力の向上を図ることを目的として、結成されました。

防災に関する知識・技能の向上や各地区の自主防災組織間の情報共有・連携強化を目的とした研修会などを実施するとともに、市が実施する総合防災訓練などにも積極的に参加し、防災知識・技術の向上を図っています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 都市防災政策課
岐阜市司町 4 0 番地 1
(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

(2) 消防団

消防団は、消防本部や消防署と同じく消防組織法に基づいて市町村に設けられている消防機関です。各地域を基本に分団が組織され、地域に密着した消防団活動を実施しています。

消防団員の身分は、特別職（非常勤）の地方公務員であり、普段は自分の職業に就きながら、地域及び住民を火災等の災害から守っており、大規模地震時には、水防団員で構成される大規模災害団員も消防活動にあたります。

また災害時以外には、火災の予防や住民への啓発など幅広い分野で活動しており、地域防災力の中心として重要な役割を果たしています。

《 問い合わせ先 》 消防本部 3 階 消防総務課
岐阜市美江寺町 2 丁目 9 番地
(Tel 2 6 2 - 7 1 6 1)

(3) 市民消火隊

市民消火隊は、災害対策の強化を目的に、自主防災組織の中の一組織として結成されています。災害時には、初期消火や延焼防止、生活用水の確保などの役割を果たします。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 6 階 都市防災政策課
岐阜市司町 4 0 番地 1
(Tel 〈直通〉 2 6 7 - 4 7 6 3)

(4) 女性防火クラブと女性防火クラブ運営協議会

女性防火クラブは、クラブ員の皆さんが、火災予防思想を普及し、安全なまちづくりに寄与することを目的として日々活動しています。

主な活動としては、指導員講習会の実施、防火に関する研修会の実施、火災予防関連の情報の提供などがあります。

また、各地域の女性防火クラブは、女性防火クラブ運営協議会に所属しており、協議会は各クラブ活動の支援と指導を行っています。

《 問い合わせ先 》 消防本部 3階 予防課
岐阜市美江寺町 2丁目 9番地
(Tel 262-7163)

(5) 少年消防クラブと少年消防クラブ運営協議会

少年消防クラブは、火災予防に対する正しい知識と技術を少年期から身につけ、将来、火災予防を習慣として行える社会人になってもらうために発足したものです。

主な活動は、火災予防に関するポスターの作成や防火パレードへの参加、初期消火などの体験学習などがあります。

また、各地域の少年消防クラブは、少年消防クラブ運営協議会に所属しており、協議会は各クラブ活動の支援と指導を行っています。

《 問い合わせ先 》 消防本部 3階 予防課
岐阜市美江寺町 2丁目 9番地
(Tel 262-7163)

(6) 水防団

水防団は、水防法第5条に基づいて市町村に設けられている機関であり、その身分は、特別職（非常勤）の地方公務員です。

水防団の任務は、洪水から地域住民の生命、財産を守ることです。台風や集中豪雨時には堤防の巡視、警戒等を行い、大洪水で堤防に異常が発生した場合は、その状況に合わせた水防工法を行い被害を防ぎます。そのため、平時から水防訓練などを行い非常時に備えるほか、地域の水災防止に関した幅広い活動を行っています。

また、大規模地震時には、大規模災害団員として消防活動も行います。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 16階 水防対策課
(Tel 〈直通〉 214-4854)

◇コラム 「ご存知ですか？消火器の使い方」

消火器を備えているご家庭は多いと思われませんが、しっかりとした使い方を知らない方は意外と多いものです。



① 安全ピンを引き抜く



② ホースを外し火元に向ける



③ レバーを強く握って放射する

・消火器を置く場所

○誰でも見やすく使いやすいところに置きましょう。

○消火器の寿命は、その保管場所によって大きく変わります。湿気が多い場所や日の当たる所を避け、転倒しないような工夫をしておきましょう。

・日常のチェックポイント

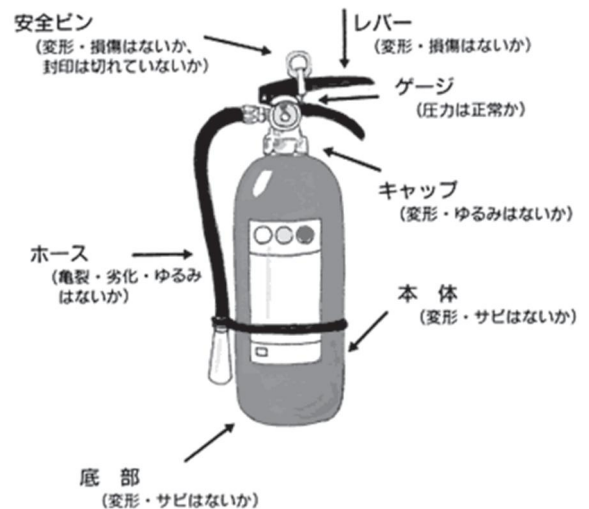
○安全ピンはついてますか。

○キャップはゆるんでいませんか。

○容器にサビや変形などはありませんか。

○ホースに詰まりやひび割れはありませんか。

○圧力ゲージのついているものは、圧力を示す針が規定値内（緑色の範囲）にありますか。



◇コラム 「備えてますか？」



被災直後の避難は、安全・迅速に行うことが大切です。リーダーは、避難者が身軽に行動できるような必要最小限のもののみ持ち出すように指示するとともに、避難者に各家庭の火災発生の原因となるものを断っているかの確認を行うことも大切です。

避難する場合は、安全な避難路を通るよう誘導することが大事で、この際、高齢者・障がい者等の方々を優先的に避難させるよう心がけましょう。また、避難者は、避難誘導係の指示に従いましょう。

被災直後は、ライフラインが断たれます。各家庭で準備している非常食や飲料水を使いましょう。また、救助物資の配給担当者を早急に決めましょう。




避難所生活を余儀なくされた状況でも、高齢者・障がい者等の方々を優先させ、正常な生活が営めるまで、協力して対処しましょう。



(岐阜県総合防災ポータルより抜粋)

◇コラム 地震から身を守る日頃の備え

地震対策には日頃の準備と近所との助け合いが大切です。防災チェックリストで確認しましょう。

| | | | |
|---|--|---|--|
|  | <p>■ 家屋の耐震補強 耐震診断などを行い、地震により損壊する恐れのある家屋は、しっかりと補強しておきましょう。</p> |  | <p>■ 家具の倒壊防止 たんすや本棚、食器棚、冷蔵庫などは倒れないように壁や床、柱などに固定しておきましょう。</p> |
|  | <p>■ 避難路・避難所の確認 家族や地域で避難所の場所や安全に行ける経路を確認しておきましょう。</p> |  | <p>■ 防災倉庫とカギの確認 地域の防災用具が備えてある防災倉庫とカギの場所をいつでもだれでも取り出せるようにしておきましょう。</p> |
|  | <p>■ 備蓄品の用意 いざというときにとり出せるよう、現金や非常食品、水、衣類などを備蓄しておきましょう。</p> |  | <p>■ 携帯電話の充電電池の用意 非常の場合の連絡手段に使える携帯電話は、乾電池を入れて電源として使うことができる緊急時のバッテリーを用意しておきましょう。</p> |

■ 2～3日は自力で

阪神・淡路大震災では、備蓄品を用意していたのに、置いた場所を覚えていなかったため、激しい揺れで転倒した家具などに紛れ、いざという時にとり出せなかったケースがありました。家族全員がわかるように2～3日分を目安にした備蓄品の保管場所を決めるほか、数カ所に分けて置くことも大切です。また、そのほかにないと困る身の回りの品は、家族共通のチェックリストに書き加えて、備えておきましょう。

家庭の備品のチェックリスト

食料関係

- 水のペットボトル
- 乾パンやクラッカー
- レトルト食品や缶詰
- 粉ミルクとほ乳びん
- ナイフ、缶切り
- 鍋や携帯コンロ

救急・安全

- 救急医薬品
- 常備薬の予備
- 予備のメガネ
- 防災ずきんや帽子
- 底の厚い靴

貴重品

- 現金（小銭も必要）
- 預金通帳や有価証券の写し
- 健康保険証の写し
- 認印
- 連絡カードや身分を証明するもの

衣類など

- 下着（家族分）
- 寝袋
- 雨具
- タオル



日用品

- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 予備の電池
- 軍手（スキー用手袋が便利）
- ロープ
- マッチやライター
- 使い捨てカイロ
- 防塵マスク
- 生理用品
- 紙オムツ
- 簡易トイレ
- ティッシュ・ウエットティッシュ
- 包装用ラップ
- 筆記用具
- 大きなポリエチレン製ごみ袋
- その他の身の回り品

高齢者・障害者の方

- 障害者手帳
- 障害者医療費受給者証
- 病院でもらう薬情報のコピー
- 白杖、補聴器、会話用カード

（岐阜県総合防災ポータルより抜粋）

3 防犯・交通安全関係

(1) 岐阜中・南・北地区防犯連絡協議会、岐阜羽島地区防犯協会連合会

各警察署管内の自治会連合会長で組織された任意団体であり、地域の安全に関する意識の高揚及び自主的な地域安全活動の普及を図り、安全で住み良い地域づくりを目的としています。

事業内容は、地域安全活動の推進、地域安全思想の普及徹底、地域安全指導員の育成指導など多岐にわたり、“地域の安全は地域の手で守る”ための重要な役割を担っています。

《 問い合わせ先 》 岐阜中警察署 生活安全課
岐阜市美江寺町2-10
(Tel 263-0110)
岐阜南警察署 生活安全課
岐阜市茜部菱野1-88
(Tel 276-0110)
岐阜北警察署 生活安全課
岐阜市上土居2-2-22
(Tel 233-0110)
岐阜羽島警察署 生活安全課
岐阜市柳津町梅松3-108
(Tel 387-0110)

(2) 岐阜市交通安全女性と岐阜市交通安全女性連絡協議会

岐阜市交通安全女性は、各地区自治会連合会長からの推薦を受け岐阜市交通安全推進協議会（会長：市長）が委嘱しており、任期は2年となっています。昭和48年5月に、交通安全女性の全市的な組織として岐阜市交通安全女性連絡協議会が設立されました。

幼児や高齢者などへの交通安全指導や街頭指導、交通安全行事への参加、高齢者の交通事故防止を図るための高齢者世帯訪問などの活動を行っています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎9階 防犯・交通安全課
(Tel 〈直通〉 214-4964)

(3) 岐阜中・南・北地区交通安全協会、岐阜羽島地区交通安全協会

各警察署管内の運転免許保有者、交通運輸事業者及びその団体、その他地区協会の事業に賛同する者及び団体をもって組織された団体です。

交通安全思想の普及宣伝、交通事故防止対策などを推進し、交通安全に寄与することを目的としています。

主な活動は、街頭指導活動や高齢交通弱者対策の推進、交通安全教育活動の推進、優良運転者等表彰などがあります。

《 問い合わせ先 》



《 年末交通安全運動 》

- ・岐阜中地区交通安全協会 (岐阜中警察署内)
岐阜市美江寺町 2-10 (TEL 263-2359)
- ・岐阜南地区交通安全協会 (岐阜南警察署内)
岐阜市茜部菱野 1-88 (TEL 276-3560)
- ・岐阜北地区交通安全協会 (岐阜北警察署内)
岐阜市上土居 2-2-22 (TEL 294-7343)
- ・岐阜羽島地区交通安全協会 (岐阜羽島警察署内)
岐阜市柳津町梅松 3-108 (TEL 387-5615)

◇コラム 「コミュニティバスに乗ってみませんか？」

お住いの地域を巡回する小さなバスを見かけたことはありませんか？

岐阜市のコミュニティバス「ぎふっこバス」は、平成18年10月に4地域で運行を始めて、現在20地域（市内50地区のうち42地区）で運行しています。地域内のスーパーや医療機関などをまわり、高齢者を中心とした地域の日常生活の身近な移動手段として、多くの方にご利用いただいています。

一度、お住まいの地域を運行するコミュニティバスに乗ってみませんか？コミュニティバスの車窓から見える住み慣れたまちの風景が、いつもとは違って見えるかもしれませんよ。



4 環境関係

(1) 都市美化推進連絡協議会

地域の実情に応じた美化活動を実践するため、各地区に都市美化推進連絡協議会各支部が昭和62年に設けられました。

美化活動の取り組みに、地域の協力は欠かせないことから、各自治会連合会長が、都市美化推進連絡協議会の各支部長を兼任しています。各支部は、「5・3・0（ごみゼロ）運動」（5月）や「クリーンシティぎふの日運動」（11月）などの地域清掃活動を実施しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎14階 低炭素・資源循環課
(Tel〈直通〉214-2178)



5・3・0運動の活動紹介
(市役所エントランスモール)

◇コラム 「雑がみ集めてごみ減量」

皆さんのご家庭から出るごみ袋（ごみ箱）の中に、「雑がみ」は入っていませんか？
「雑がみ」とは、菓子箱やティッシュ箱、トイレトペーパーの芯といった紙類で、別途回収されている紙（「新聞」「折り込みチラシ」「雑誌」「段ボール」「紙パック」）以外のリサイクルできる紙のことです。

トイレト
ペーパー
の芯



ティッシュの箱



プリント類



お菓子の箱



紙の袋



これらの紙類は、毎月行われる資源分別回収（P57参照）に、「雑がみ」として出すことができます。

こんな感じで集めてみましょう

ごみ箱の横に、段ボールや不要な紙袋を置いて集めてみましょう。



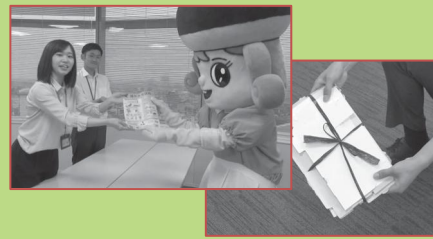
集まったら…
散らばらないように紐で十字にしぼるか紙袋に入れて出しましょう。

雑がみとして
地域の資源分別回収



● 動画「みんなで雑がみリサイクル」

雑がみの集め方や、リサイクルされた雑がみが何に生まれ変わるかなどを岐阜市循環型社会推進キャラクター「クリーンちゃん」と一緒に学ぶことができる動画を配信中！



5 基盤整備関係

(1) 岐阜治水会

岐阜治水会は、市内の全地域の自治会住民代表で組織され、長良川及び支派川の改修を促進するとともに、良好な河川環境の保全を図り、安全で住み良い活力ある郷土づくりに貢献することを目的としています。

本会は、河川の改修促進に向けて関係機関への要望や、治水事業に関する調査・研究などを行っています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎16階 広域事業推進課
(Tel〈直通〉214-4694)

(2) 長良川橋梁架設推進協議会

長良川橋梁架設推進協議会は、自治会連合会長で組織され、岐阜市における長良川橋梁架設事業等に関する情報収集及び調査、研究を行い、もって事業の早期実現の促進を図り、都市交通の緩和と市民福祉の向上に寄与することを目的としています。

本会は、長良川橋梁架設事業の促進に向けて関係機関への要望を行っています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎16階 広域事業推進課
(Tel〈直通〉214-4694)

6 青少年教育関係

(1) 岐阜市子ども会育成連合会

岐阜市子ども会育成連合会の活動は、地域を基盤とした仲間集団のもつ形成力と活動を通して、よりたくましい子ども、子ども集団を育成しようとするコミュニティ活動です。

家庭、学校では行えない有意義な体験や遊びの場を提供することを目的とし、家庭・学校はもとより、地域の諸団体と連携を保ちながら、活動を進めています。ブロック子ども会、地域子ども会、単位子ども会で構成され、単位子ども会は一人ひとりの子どもが仲間と力を合わせて活動するもっとも身近な集団です。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 8 階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 2 6 4)

(2) 青少年育成市民会議

青少年育成市民会議は、次代を担う青少年が、社会性を身に付け、自立した人間として健やかに成長することを願い結成されました。

以降、市内 5 0 地域の青少年育成市民会議を中心に各種団体と連携しながら、地域ぐるみで青少年の健全育成、非行防止活動などの市民運動を県・市と呼応して展開しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎 1 8 階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 2 6 4)

◇コラム 「コミュニティ・スクールとは」

地域に開かれ、地域に支えられるよりよい学校づくりの推進役として、大きな期待をかけられているのが、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」です。保護者や地域住民、有識者などから構成される「学校運営協議会」を設置し、地域の公立の学校の運営に皆さんの意見を反映することが出来る仕組みです。

岐阜市のコミュニティ・スクールでは、学校や地域の特色を生かして、学校運営協議会を中心とした組織・体制を構築しています。

この仕組みをうまく利用することで、地域の願いや意見を学校に伝えたり、地域や学校が抱える課題の解決に向けて共に歩んだりすることができます。すでに多くのコミュニティ・スクールで、「あいさつ運動」「よいことみつけの運動」など、各学校の課題や特色に応じた活動を展開しています。また、授業へのサポートや環境整備に対する学校支援ボランティアの活動も充実させています。

教育委員会は、この仕組みづくりや活動に対して、独自の予算を確保し、積極的な支援・助言を行っています。

7 スポーツ関係

(1) スポーツ推進委員と岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会

スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技の指導及び助言を行うために、各地域からの推薦を受け、市が委嘱する非常勤公務員（スポーツ基本法第32条）であり、昭和36年に制定されたスポーツ振興法により制度化、確立されました。

また、岐阜市のスポーツ推進委員相互の協力体制を確立し、資質の向上を図るため、岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会を組織して、市主催行事への協力のほか自主事業にも力を入れるなど、生涯スポーツの推進に積極的に取り組んでいます。

《 問い合わせ先 》 市庁舎10階 市民スポーツ課
(Tel〈直通〉214-2370)

(2) 体育振興会

体育振興会は、昭和40年の岐阜国体開催をきっかけに、生涯スポーツの普及による地域住民の健康増進と相互交流を図ることを目的として、地区ごとに発足しました。

主な事業は、地域が主催する市民運動会などのスポーツ行事の企画・運営であり、自治会やスポーツ推進委員と連携して各地域のスポーツ振興及び地域コミュニティの活性化に貢献しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎10階 市民スポーツ課
(Tel〈直通〉214-2370)

(3) スポーツ少年団

日本スポーツ協会に属するスポーツ少年団は、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成を目的とする団体で、本市では昭和41年に岐阜市スポーツ少年団本部が設立され、現在は44団が活動しています。

少年団活動は、競技スポーツの導入とともに、生涯スポーツの基礎を育むうえでも大変重要な役割を果たしており、また、子どもたちの仲間づくりのみならず、指導者や保護者を核とした地域社会の形成にも貢献しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎10階 市民スポーツ課
(Tel〈直通〉214-2370)

8 社会教育・コミュニティ・人権・食育・統計関係

(1) 公民館運営審議会・公民館運営委員会・岐阜市公民館連絡協議会

公民館運営審議会は、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議することを目的として公民館ごとに設置されています。

公民館運営委員会は、公民館活動を円滑に実施するため、公民館関係者の連絡調整を図ることを目的として公民館ごとに設置されています。

岐阜市公民館連絡協議会は各公民館長及び主事により組織されており、公民館活動の振興と発展を図るために活動しています。

《 問い合わせ先 》 ぎふメディアコスモス1階 市民活動交流センター
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 7 1 5 8)

(2) 岐阜市女性の会連絡協議会

各地区の女性の会の連絡調整を図るとともに、会員の教養の向上、生活の充実並びに地域社会の発展に寄与することを目的としています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎18階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 5 3 4)

(3) 岐阜市PTA連合会

PTA連合会は、社会教育法第10条に基づく社会教育関係団体です。連合会は、市内の児童・生徒の健全な育成のために、PTA活動の目的・事業に関する調査研究、研修会等の開催、単位に組織されるPTA相互の情報の交換など、各単位PTA相互の連絡・協調をはかり、その健全な活動を促進することを目的としています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎18階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 5 3 7)

(4) 岐阜市視聴覚教育連絡協議会

視聴覚教育連絡協議会は、社会教育関係団体であり、市の生涯学習視聴覚教育の振興・充実を推進し、参加団体の連絡協議・意見交換・共同研究、参加団体会員の親睦交流を図ることを目的としています。

活動内容は、視聴覚教育の調査研究、市が行う生涯教育学習活動の推進及び視聴覚教育活動への協力、地域各種団体への生涯学習活動推進の啓発・協力、映像コンクール、巡回映画会などです。

《 問い合わせ先 》 市庁舎18階 社会・青少年教育課
(Tel 〈直通〉 2 1 4 - 2 5 3 4)

(5) コミュニティセンター運営委員会

地域のコミュニティの中心となるコミュニティセンターを、市民のみなさんが気軽に利用できるように、地域の自治会連合会長、公民館長、その他各種団体の代表者からなる運営委員会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

運営委員会は単にコミュニティセンターの施設管理にとどまらず、利用サークルの育成、住民参加のイベントの開催など、コミュニティ推進・生涯学習推進に大きく貢献しています。

《 問い合わせ先 》 市庁舎13階 男女共生・生涯学習推進課
(Tel〈直通〉214-4792)

(6) 地域人権教育推進委員会

地域人権教育推進委員会とは、公民館を拠点として組織された50地域に設置され、推進委員長・指導員を中心に、人権意識の高揚を図り、偏見や差別を解消する人権教育事業に取り組むことにより、お互いの人権を尊重し合う住みよい地域づくりを推進する委員会です。

活動内容は、地域での家庭教育学級、公民館講座、青少年会館講座、小集会で、人権学習会を実施します。

《 問い合わせ先 》 市庁舎2階 人権啓発センター
(Tel〈直通〉214-6119)

(7) 岐阜市食生活改善推進協議会

岐阜市食生活改善推進協議会とは、市が開催する「養成講座」を修了した食生活改善推進員によって構成されており、“私達の健康は私達の手で”をスローガンに、食を通じた健康づくりの取り組みを進めているボランティア団体です。

地域の自治会等と連携し、幼児の家庭での料理や共食体験の支援、いきいきふれあいサロンでの情報提供など、子どもから高齢者まであらゆる世代を対象とした取り組みを行っています。

《 問い合わせ先 》 保健所4階 保健所健康増進課
(Tel〈直通〉252-7193)

(8) 岐阜市統計協会

岐阜市統計協会は、各地区から推薦された統計調査員候補者等で構成されています。各種統計調査が実施されるときには、主に当該地区の調査員候補者から選任された統計調査員が従事します。

《 問い合わせ先 》 市庁舎12階 統計分析課
(Tel〈直通〉264-7652)